

非住宅建築物木材利用促進事業交付申請書

年 月 日

愛媛県林材業振興会議会長 様

【申請者】

住 所

氏 名

非住宅建築物木材利用促進事業実施要領第 3 の 3 (1) の規定により、補助金の交付を申請します。

事業項目	
施設の名称（用途）	
補助申請金額	円（千円未満切捨て）
補助対象材積 (内装木質化支援のみ記載)	m3（少数第 4 位を四捨五入）
上棟（完成）予定年月日	年 月 日
施工予定者業者	
他の補助事業の適用	・適用を受ける他の補助事業（ 有 ・ 無 ） （名称： ） ・地域材利用木造住宅利子補給制度（ 有 ・ 無 ） （名称： ）
備 考	

（注 1）別紙 1 ～ 3 の該当する「確認書」の内容を確認のうえ、提出して下さい

（注 2）添付書類・・・①建築（設置）予定を示した地図

②建築の場合、設計図面（延床面積記載図のみ）又は確認済証の写し

③使用材積が分かる書類（図面等）

別紙 1 非住宅建築物木材利用促進事業（木造化支援：在来軸組工法）

非住宅建築物木材利用促進事業（在来軸組工法）申請にあたっての確認書

「非住宅建築物木材利用促進事業」の申請にあたり、次の1～3に掲げる条件に異議ないことを確認します。

1. 交付される補助金額

①1件あたりの補助金額は、897千円/件とする。

2. 建築される住宅等に関する条件

①県内において、自らが5年以上使用するために建築する非住宅等又は、賃貸に供する目的で5年以上使用するために建築する非住宅建築物

②下記に掲げる主要構造部材の全てに県産ヒノキ材を利用し、主要部材の概ね80%以上が県産材である、延床面積80㎡以上の非住宅建築物

③主要構造部材に利用する県産ヒノキ材については、日本農林規格（JAS）に合格した材、または、同等以上の品質を有するものとして一般社団法人愛媛県木材協会が旧JAS法に準じて格付けを行ったものであって、かつ、天然乾燥または人工乾燥により20%以下の含水率にいたるまで乾燥させた材を利用すること

④建築中、林材会議から貸し出されるのぼりを設置するとともに、構造見学会を行う等、PRに協力することができること

⑤完成後、アンケートに答える等3年間のモニター協力ができること

⑥建築基準法及びその他関係法令（用地等含む）を遵守して建築すること

3. その他

①本事業は、非住宅建築物木材利用促進事業実施要領に基づき行い、愛媛県及び林材会議は建築に関する一切の責任を負わない。

主要構造部材	土台、管柱
--------	-------

主要部材	土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋交い、小屋束、棟木、母屋、垂木、木造軸組耐力パネル
------	--

（注）大工・工務店等施工業者とともに十分ご確認下さい。

年 月 日

【申請者】

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

【施工業者等】

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

別紙 2 非住宅建築物木材利用促進事業（木造化支援：枠組壁工法）

非住宅建築物木材利用促進事業（枠組壁工法）申請にあたっての確認書

「非住宅建築物木材利用促進事業」の申請にあたり、次の 1～3 に掲げる条件に異議ないことを確認します。

1. 交付される補助金額

①1 件あたりの補助金額は、639 千円/件とする。

2. 建築される住宅等に関する条件

①県内において、自らが 5 年以上使用するために建築する非住宅等又は、賃貸に供する目的で 5 年以上使用するために建築する非住宅建築物

②下記に掲げる主要部材の概ね80%以上が県産材である、延床面積80㎡以上の非住宅建築物

③県内で生産されたスギ・ヒノキのツーバイフォー材で日本農林規格（J A S）に合格した材

④建築中、林材会議から貸し出されるのぼりを設置するとともに、構造見学会を行う等、P R に協力することができること

⑤完成後、アンケートに答える等 3 年間のモニター協力ができること

⑥建築基準法及びその他関係法令（用地等含む）を遵守して建築すること

3. その他

①本事業は、非住宅建築物木材利用促進事業実施要領に基づき行い、愛媛県及び林材会議は建築に関する一切の責任を負わない。

主要部材	ツーバイフォー材のうち、縦枠材
------	-----------------

（注）大工・工務店等施工業者とともに十分ご確認下さい。

年 月 日

【申請者】

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

【施工業者等】

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

別紙3 非住宅建築物木材利用促進事業（内装木質化支援）

非住宅建築物木材利用促進事業（内装木質化支援）申請にあたっての確認書

「非住宅建築物木材利用促進事業」の申請にあたり、次の1～3に掲げる条件に異議ないことを確認します。

1. 交付される補助金額
①1件あたりの補助金額は、500千円/m³とする。
2. 建築される住宅等に関する条件
①県内において、自らが5年以上使用するために建築（改築）する非住宅等又は、賃貸に供する目的で5年以上使用するために建築（改築）する非住宅建築物
②内装材に県産ヒノキ材を使用することとし、補助単価をもとに積算した金額の合計が100千円を超える内装木質化であることとし、1件当たり100千円を補助金の下限とし、補助金の上限は1,055千円とする。ただし、1件当たり5m³以上の内装木質化を実施する場合は、この限りとしない。
③建築中、愛媛県林材業振興会議から貸し出されるのぼりを設置するとともに、構造見学会を行う等、PRに協力することができること
④完成後、アンケートに答える等3年間のモニター協力ができること
⑤建築基準法及びその他関係法令（用地等含む）を遵守して建築（改築）すること
3. その他
①本事業は、非住宅建築物木材利用促進事業実施要領に基づき行い、愛媛県及び林材会議は建築に関する一切の責任を負わない。

（注）大工・工務店等施工業者とともに十分ご確認下さい。

年 月 日

【申請者】

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

【施工業者等】

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号